

1 大淀川上流域の上乗せ排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度						適 用
		水素イオン 濃 度 (水素指数)	生物化学的酸 素要求量 (単 位 1 Lにつき mg)		浮遊物質量 (単位 1 Lに つきmg)		大腸菌数 (単位 1 mLに つきCFU)	
			日間 平均	最 大	日間 平均	最 大	日間平均	
昭和 5 6 年 8 月 1 日前に設 置されている 特定事業場 (特定施設の 設置の工事を しているもの を含む。)	排出水量50m ³ 以上のもの		30	40	40	60		昭和 5 7 年 8 月 1 日か ら
	排出水量25m ³ 以上50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	800	
昭和 5 6 年 8 月 1 日以降に 設置される特 定事業場	排出水量50m ³ 以上のもの		20	25	30	40		昭和 5 6 年 8 月 1 日か ら
	排出水量25m ³ 以上50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	800	
備 考								
<ol style="list-style-type: none"> 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。 「特定施設」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設をいう。 「排出水量」とは、特定事業場から排出される 1 日当たりの平均的な排水の量をいう。 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令（昭 4 6 年総理府令 3 5 号）第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、当該施設が特定施設となった日から 1 年間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。 								

対象水域：宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋（左岸 都城市高崎町縄瀬字鳩越4100番地の1地先・
右岸 都城市高城町有水字宮田島850番地の1地先）に至る区間の大淀川及びこれに流入
する公共用水域

2 汚水等排水施設の排水基準

(1) 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.03mg ^{注) 2}
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
<u>六価クロム化合物</u>	<u>1Lにつき六価クロム0.2mg</u>
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 ^{注) 1}
P C B	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg、海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg ^{注) 2}
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg、海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg ^{注) 2}
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg ^{注) 2}
1,4-ジオキサン	1Lにつき0.5mg ^{注) 2}

注) 1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により、排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注) 2 一部の業種で暫定基準が適用されている。

(2) 生活環境項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（単位 1Lにつきmg）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（単位 1Lにつきmg）	160（日間平均120）
浮遊物質量（単位 1Lにつきmg）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 1Lにつきmg）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 1Lにつきmg）	30
フェノール類含有量（単位 1Lにつきmg）	5
銅含有量（単位 1Lにつきmg）	3
亜鉛含有量（単位 1Lにつきmg）	2
溶解性鉄含有量（単位 1Lにつきmg）	10
溶解性マンガン含有量（単位 1Lにつきmg）	10
クロム含有量（単位 1Lにつきmg）	2
<u>大腸菌数（単位 1mLにつきCFU）</u>	<u>日間平均800</u>
窒素含有量（単位 1Lにつきmg）	120（日間平均60）
リン含有量（単位 1Lにつきmg）	16（日間平均 8）

※ 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※ 生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

※ 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

※ 窒素及びリンの含有量については、特定の地域についてのみ適用され、一部の業種によっては暫定基準が設定されている。

※ 亜鉛含有量については、一部の業種によっては暫定基準が設定されている。